

千葉県社保協通信

2019年度一 No17 2020年 5月 15日号

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉サカビル3F

TEL : 043-225-6790 FAX : 043-221-0138 Eメール syaho2006@star.ocn.ne.jp

全ての自治体で 国保に傷病手当金を！！ 被用者だけでなく 自営業者やフリーランスの人に 適用拡大を



千葉市に要請書を提出する千葉民商鈴木正彦会長 ↑

新型コロナウイルスの感染が広がる中で、県社保協や県内の民商、国保の会などは、すべての自治体の「国民健康保険」と「後期高齢者医療保険」で「傷病手当金」を支給するよう求めてきました。

5月13日現在、県内54自治体のうち、29市町が「傷病手当金支給」を予定し、25市町村が検討中であることがわかりました。

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」第2弾で「症状がある方への対応」として「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者等に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」ことを決めました。

その後の「事務連絡」では「条例参考例」を示し、「Q&A」では支給額について
$$\frac{1日当たりの支給額 \times (直近の継続した3日間の給与収入の合計額 \div 就労日数) \times (2/3)}{支給対象日数}$$
（労務に服することができなくなった日から起算し3日を経過した日）としています。

さらに、「対象者や支給額について・・・お示した対象者等を超えたものとする事は差し支えないが、超える部分は国による財政支援の対象とならず、その全額が保険者の負担となる」としています。

これをうけて、市川市は「緊急経済対策」を発表し、国民健康保険に「傷病手当金支給の拡大」を決め、支給額の2/3は国庫補助対象、残りの1/3を市単に

給より上乘給付」することとし、「条例改正」に取り組んでいます。

コロナウイルス感染拡大防止とはいえ、国は、国保に傷病手当金支給を決め、予算措置を行いました。コロナウイルス感染問題で感染し、休まざるをえないのは被用者だけではありません。すでに自営業者の感染も報告され、休業など苦難に追い込まれています。

千葉県の国保加入者の内、被用者は31万4500人で加入者全体の34.3%、自営業者は9万6550人で10.5%、農林水産業者は1万1000人で1.2%にすぎません。

国はさらなる予算拡大を、県・市町村も予算措置をおこなうことが必要です。

ひきつづき、力をあわせ、各自治体に一日も早い「支給決定」と「自営業者等」への対象拡大、そして、制度の周知を迫っていきましょう。

国会では日本共産党の倉林明子議員の質問に、厚労省は「(支給対象の拡大も)市町村長の判断で可能」と答弁しています。

これを踏まえて、被用者だけでなく、自営業者等を含めて「傷病手当金」を恒常的な制度へと拡充させることが必要です。

●新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当支給に関する 県内検討状況●

-R2. 5.13 現在-

●支給予定の市町村 29市町 →流山市、船橋市、野田市、旭市、銚子市、匝瑳市、習志野市、酒々井町、印西市、栄町、東庄町、御宿町、大網白里市、鴨川市、八街市、佐倉市、千葉市、木更津市、松戸市、柏市、君津市、四街道市、袖ヶ浦市、市川市、茂原市、八千代市、我孫子市、多古町、東金市

●検討中の市町村 25市町村 →館山市、香取市、成田市、勝浦市、市原市、鎌ヶ谷市、富津市、浦安市、富里市、白井市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、九十九里町、芝山町、神崎町、大多喜町、南房総市、鋸南町、いすみ市、山武市、横芝光町、白子町、長南町